

部活動に係る活動方針

京都府立桂高等学校

1 部活動の目的

学校教育活動の一環として、興味と関心を同じくする生徒が、教員等の指導のもとで自発的に活動することにより、体力の向上や健康の保持増進を図り、生涯にわたってスポーツや文化及び科学等に親しむ態度を育むとともに、自主性や責任感の涵養及び好ましい人間関係の形成と豊かな人間性を育む。

2 設置部活動

(1) 運動系

陸上競技、ラグビー、サッカー、硬式野球、卓球、バドミントン、バレーボール、弓道、バスケットボール、剣道、テニス、ソフトテニス

(2) 文化系

美術、吹奏楽、演劇、茶道、書道、将棋、軽音楽、サイエンス、放送、華道、イラスト研究、情報科学

(3) 農業系

バイオテクノロジー、野菜、草花、情報処理

3 指導方針・活動計画(年間・月間)の作成

生徒が学習をはじめとする学校での活動と家庭での生活がバランスよく行えるよう、以下の点に留意し、練習や大会参加等を計画的に設定・管理するとともに、各顧問はあらかじめ指導方針・活動計画(年間・月間)を作成し、校長から活動承認を受けるものとする。

- (1) 合理的でかつ効率的・効果的な練習を行い、長くとも平日は3時間程度、土・日曜日及び祝日に実施する場合は4時間程度とすること。
- (2) 長期休業中の練習については、土・日曜日及び祝日に実施する場合に準ずること。
- (3) 休養日は、学期中および長期休業日中ともに週当たり1日以上設定すること。また、月当たり2回程度、土・日曜日及び祝日に休養日を設定すること。さらに、長期休業中は、まとまった休養日も設けること。
- (4) 練習時間・休養日の設定については、生徒の心身の状態を的確に把握し、種目特性や練習内容、大会や発表会等の予定を考慮しながら設定すること。
- (5) 定期考査1週間前から考査終了までの期間については部活動を停止する。ただし、公式戦等の特別な事情がある場合は、顧問等の届出により活動を認める場合がある。

4 適切な指導と安全管理

部活動においては以下の点に留意し、生徒が安心して活動できるよう人格や人間性を尊重するとともに、怪我や事故の防止に努めること。

- (1) 生徒の心身の発達や健康に留意し、計画的に活動をすること。
- (2) 体罰やハラスメントを根絶するとともに、科学的な理論に基づく指導に努めること。
- (3) 施設、設備、用具等を定期的に安全確認し、事故の未然防止に努めること。
- (4) 熱中症等の体調変化及び落雷等の急激な気象変化に留意し、適切な指導にあたること。

5 部活動指導員・外部指導者等との活用連携に関する留意事項

部活動指導員・外部指導者においては、学校の目標や方針等を踏まえた適切な指導を行うとともに、学校や顧問との連携を深め、相互に情報共有しながら指導すること。

部活動指導員とは校長の統括管理のもと、部活動顧問と同等の指導ができる。

外部指導者とは校長の統括管理のもと、顧問の教諭と連携・協力しながら技術的指導及び補助等を行う。

6 その他

- (1) 活動方針や活動計画（年間・月間）のほか、日頃の活動の情報提供をするなど、家庭や保護者との連携を十分に図ること。
- (2) 部費を徴収する場合は、保護者の理解のもと適正に管理・処理をすること。また、年度末等には保護者に会計報告をすること。

附則

この改定は、令和6年4月1日から施行する。